

(平成24年7月4日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

大分国民年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月まで

私の国民年金については、母が加入手続をしてくれたと思う。国民年金保険料については、母に毎月渡し、母が自宅に来ていた銀行員に預けて納付していた。未納となっていれば督促されるはずであり、母が未納をそのままにしておくとは思えないので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 55 年 4 月 1 日を資格取得日として 57 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は納付可能な期間である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間直前の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を 57 年 3 月 12 日に過年度納付し、申立期間直後の 57 年 3 月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親が、申立期間前後の国民年金保険料を納付しながら、11 か月と短期間である納付可能な申立期間の国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の姉は、「妹が言っているように、母は厳しい人で税金等きちんと払っていたので、未納をそのままにしておくような人ではなかった。当時、実家は金銭的にも余裕があり、督促があれば納付したはずだ。」旨供述しているところ、申立人の父親の預金通帳の口座残高を見ると、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料を納付できるだけの資力があったと認められる上、申立人の特殊台帳から、申立人の申立期間に係る過年度納付書が発行されていたことが確認できることからすると、申立期間の国民年金保険料についても申

立人の母親が納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1182

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和50年4月1日から同年6月1日までの期間においてA事業所にB職員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所が保管する職員記録から、申立人が昭和50年4月1日から同年6月1日までの期間においてB職員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が勤務したA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びB職員の名簿によると、昭和50年度に申立人と同じ課にB職員として採用された3人のうち、申立人以外の二人は採用と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できることから判断すると、同課は、当時、B職員として採用した者について、全員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立人と同時期にA事

業所を管轄するD事業所において採用されたと記憶する同僚(申立人と同様にB職員名簿から昭和50年4月1日にB職員としてD事業所の他の部署に配属されたことが確認でき、後に同事業所に正規職員として採用されたことが推認される同僚)の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C事業所は不明としているが、申立期間に係る前述の被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を行わないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年4月及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 891

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から50年3月まで

私は、昭和48年12月に会社を退職し、49年1月頃に役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は両親が納付してくれていた。当時は、国民年金保険料の納付は義務的な感覚だったので、申立期間も納めていると思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年12月に会社を退職し、49年1月頃に役場で国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和50年4月1日を資格取得日として51年4月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人が所持している年金手帳の初めて被保険者になった日は、「昭和50年4月1日」と記載されていることから、当該払出時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は前述の年金手帳以外に別の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しているところ、当該手帳記号番号については、国民年金受付処理簿から、別の国民年金被保険者に払い出されていることが確認できる上、

オンライン記録から、当該被保険者は国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当該手帳記号番号により、申立人に対して納付書が発行されたとは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間、29 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間又は 30 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間のいずれか

私は、昭和 28 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間、29 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間又は 30 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間のいずれかにおいて、A 社（現在は、B 社）の従業員として、同社の C の現場で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の勤務時期に係る記憶は曖昧である上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員からは申立人の勤務実態に係る供述を得ることができない。

また、申立人が同じ C の現場で勤務したと記憶する複数の同僚について調査したが、これらの同僚については申立期間における A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず（このうち一人は、昭和 28 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間において別事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。）、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

さらに、事業所番号等索引簿により、A 社は昭和 30 年 4 月 1 日付で厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、申立期間のうち、28 年 4 月頃から同年 10 月頃までの期間及び 29 年 4 月頃から同年 10

月頃までの期間においては、同社が適用事業所に該当していたことは確認できない。

加えて、B社は、「当時の資料が一切残っていないため、申立人及び当時の当社の状況については全て不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認できる関連資料を得ることができない。

その上、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番もない。

なお、オンライン記録上、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる事業所名に「A」の名称が付されている複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1184

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年3月1日から39年11月1日まで
② 昭和40年1月5日から46年8月1日まで

私は、申立期間①においてはA社に正社員として勤務しB職種としての業務に従事した。また、申立期間②においてはC社において下請のB職種としての業務に従事した。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、実際に支給されていた給与額等に比べて年金事務所が記録する標準報酬月額が低く記録されていることが判明した。

両申立期間において実際に支給されていた給与額と比較して両申立期間の標準報酬月額が低額であることに納得できないので、調査の上、両申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によ

り、申立期間①当時、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「B職種の日給は380円だったが、残業が月に100時間以上あり、月に3万から4万円の給与額が支給されていた。」旨供述していることから判断すると、申立人の給与額は標準報酬月額よりも高額であったことがうかがえる。

しかしながら、申立人と同職種の複数の同僚の標準報酬月額は、申立期間①において、申立人と同額又はほぼ同額であったことが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①当時における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることはできない上、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を有しておらず、申立人の申立期間①の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の標準報酬月額について、前述の被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

一方、申立期間②について、申立人は、「私は、C社において下請のB職種としての業務に従事した。下請のB職種の報酬額は正社員のB職種の給与額の倍近くあった。」旨供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②当時、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「C社に係る下請のB職種の報酬額は、正社員のB職種の給与額より高額だった。」旨供述していることから判断すると、申立人を含む同社の下請のB職種は、正社員のB職種よりも高額の報酬額を受け取っていたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る前述の被保険者原票により申立期間②において同社に係る被保険者記録が確認できる同僚は、「私も下請のB職種として勤務していた。当時の報酬額と標準報酬月額はおおむね一致していると思う。」旨供述している上、申立人及び複数の同僚の供述から申立人と同様に下請のB職種として勤務していたことが推認できる複数の同僚（前述の同僚を含む。）の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②当時における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることはできない上、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により報酬から控除されていたことを確認できる給

与明細書等の資料を有しておらず、申立人の申立期間②の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の標準報酬月額について、C社に係る前述の被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 17 年 8 月 15 日から同年 10 月 21 日まで
私は、昭和 17 年 8 月から同年 12 月までの期間において A 事業所（適用事業所名は、B 事業所）に勤務したのに労働者年金保険被保険者の資格取得日が同年 10 月 21 日と記録されていることに納得できない。
申立期間について、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「盆休みで帰省していた知人の紹介により昭和 17 年 8 月に A 事業所に入社し同年 12 月まで勤務した。」旨供述しているものの、申立人の B 事業所に係る労働者年金保険の被保険者記録が確認できる同被保険者台帳（旧台帳）における記号番号前後の同被保険者台帳により、同事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚は全員死亡している上、申立人が当時一緒に勤務していたと記憶している女性従業員は、「申立人を覚えているが、申立人の勤務期間は記憶していない。」旨供述しており、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

また、前述の申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳において、申立人の B 事業所に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日は昭和 17 年 10 月 21 日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が B 事業所において一緒に C の業務に従事していたとする男子従業員 4 人について、申立人は、「みんな同郷の者で、うち前述の知人を含む二人については、私が入社する前から当該事業所に勤務しており、うち別の二人は私と同時期に入社したと記憶している。」旨供述しているところ、同人らに係る労働者年金保険被保険者台帳により当該男子従業員 4 人全

員に係る労働者年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同時期である昭和17年10月20日と記録されていることが確認できることから判断すると、当時、同事業所は従業員について必ずしも入社と同時に労働者年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A事業所に係る商業登記簿謄本は確認できず、事業主も居所不明のため、申立人の申立期間における勤務実態、労働者年金保険の加入状況及び保険料の控除を確認できる関連資料及び事業主等からの供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間の申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は申立期間においてC作業の傍らA事業所所有のD船舶に乗船していた旨供述していることから、船舶所有者名簿を調査したが、A事業所は船員保険の船舶所有者として確認できない。